

太平洋におけるめぬけ固定式さし網漁業許可方針

昭和43年4月11日制定

(趣旨)

第1 この方針は、太平洋における青森県沖合海域でめぬけ固定式さし網漁業を営む者の許可について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書のほかに次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 所属漁業協同組合の副申書
- (2) 船舶検査証書
- (3) 年間事業計画
- (4) 法人にあつては定款及び登記簿抄本

(許可の対象)

第3 許可の対象は、次のとおりとする。

- (1) 昭和42年4月1日以降において、この漁業の許可を受け、誠実に操業した実績を有する者であつて、総トン数100トン未満の漁船で申請した場合
- (2) その他青森県知事が特に必要と認めた場合

(操業区域)

第4 操業区域は、太平洋（尻屋埼と恵山岬とを結ぶ直線以西の海域を除く。）における青森県沖合海域とする。ただし、次の海域を除くものとする。

- (1) 北緯40度50分以北の海域においては最大高潮時海岸線から10浬以内の海域
- (2) 北緯40度50分以南の海域においては、水深200メートル以浅の海域

(操業期間)

第5 操業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(制限または条件)

第6 海中に敷設するさし網の長さは、4,000メートル以内とする。

(許可番号の表示様式)

第7 許可番号は、黒色ペイントで1字の大きさ8×8センチメートル以上とし、次の表示様式により表示するものとする。

「アオ めぬけ〇〇」、〇〇は番号